

じんけん 通信

多様な性を尊重しあう

～香南市パートナーシップ宣誓制度～ まちづくり

3月1日開始!

香南市パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは「各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度」です。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が証明することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、誰もが自分らしく安心して暮らし、いきいきと活躍できることを応援していきます。

詳しくは、ホームページをご確認ください▶



宣誓できる方

- 成年(18才以上)に達していること
- 双方または一方が市内に住所がある、または14日以内に本市への転入を予定していること
- 双方に配偶者(事実上の婚姻関係を含む)がないこと
- 双方が他の方とのパートナーシップ関係がないこと
- 二人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない(宣誓しようとしているお二人の養子縁組を除く)

宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

※提出された書類や個人情報は、必ず守られます

1. 宣誓日の事前予約

宣誓日は、原則1週間前までに電話かメールにてご連絡ください。宣誓日時調整、必要書類の確認等を行います。

- ・連絡先 人権課 ☎57-8507
- ・メール 2216ps@city.kochi-konan.lg.jp
- ・予約受付時間 平日8:30～17:15
- ・宣誓対応時間 平日9:00～16:30
- ・宣誓場所 香南市役所本庁舎 など

予約時に以下のことをお伝えください

- (1)お二人の氏名、生年月日、住所
- (2)希望日時
- (3)日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

※個室での受付ができます

2. 宣誓書の提出

下記の必要書類を持参し、お二人そろってお越しください。

- (1)「パートナーシップ宣誓書(確認書)」宣誓日に自署をお願いします。
- (2)世帯全員の住民票の写し(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)
- (3)結婚していないことが分かる書類 戸籍抄本、独身証明書など(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)
- (4)本人確認書類 個人番号カード、旅券、運転免許証など、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの 宣誓書に、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類(郵便物・社員証等)も必要です。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求められる場合があります。

3. 宣誓書受領証の交付

宣誓書を受け付けてから宣誓書受領証の交付まで数日間必要です。

しっかり届け出、きちんと納税



「原動機付自転車・軽自動車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している人に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかりますのでご注意ください。

納税通知書は
5月上旬にお送ります!



こんな時は早めに届け出を!

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ☑ 所有者が死亡した
- ☑ 車両に全く乗らない(軽自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車対象です)
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、ナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください。

▼ 軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車 (125cc以下)、 農耕作業車など	軽自動車 (四輪等)	軽二輪車 (126cc～250cc)、 二輪の小型自動車 (251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙 1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	来庁者の本人確認書類(免許証等)、必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、自賠責保険証、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート など ※手続き内容により印鑑の有無や必要書類が異なります。上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは各受付施設へお問い合わせください	

登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税(種別割)の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 車検を受ける際の納税証明書の再発行・取得に時間がかかる
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる など



グリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

- 軽課(税の優遇)…令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。
※ガソリン車等の一部営業用車両は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規取得した車が対象
※軽減には燃費等条件があります
- 重課(税の上乗せ)…平成22年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車対象。
※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください
※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外